

物件調書（土地）

物件調書(土地)

予定価格	●●円※準備中
------	---------

土地	所在地	大阪市此花区夢洲中一丁目1番20、1番25、1番58、3番6、5番1、5番2 夢洲東一丁目2番58、2番61			
	地積	登記簿	420,058㎡	実測	420,062.03㎡
	地目	登記簿	雑種地	現況	宅地
	形状	位置図、明細図及び地積測量図のとおり		土地の状況	更地(ただし実施要領及び特記事項4,16,17記載の残置物等あり)

法令等に基づく制限	都市計画法等	都市計画区域	市街化区域			
		用途地域	商業地域			
		指定建ぺい率	80%	指定容積率	400%	
		高度指定	無	防火地域	準防火地域	
		臨港地区規制	指定なし	特別用途地区	国際観光地区 ※	
		詳しくはマップナビおおさか (https://www.mapnavi.city.osaka.lg.jp/osakacity/Portal) をご確認ください。				

※1 現在、特別用途地区(国際観光地区)に係る都市計画変更の手続き中です。詳細はこちら (<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/toshikeikaku/0000680926.html>) をご確認ください。

接面道路の状況 (西側区域)	東側	臨港道路(観光外周道路(南側)) ※1	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	有
	西側	臨港道路(観光外周道路(南側)) ※1	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無※2
	南側	臨港道路(観光外周道路(南側)) ※1	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無※2
	北側	認定道路(観光外周道路(北側))	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無
接面道路の状況 (東側区域)	東側	臨港道路(夢洲中央幹線)	幅員約	60 m	舗装	有	高低差	有
	西側	臨港道路(観光外周道路(北側))	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	無
	南側	臨港道路(観光外周道路(南側)) ※1	幅員約	30 m	舗装	有	高低差	有
	北側	臨港道路(夢洲1号線)	幅員約	38 m	舗装	有	高低差	無

※1 整備予定

※2 高低差が生じる可能性あり

私道の負担等に関する事項	負担の有無	無	負担の内容	—
--------------	-------	---	-------	---

		接道配管等の状況		照会先
供給処理 施設の状況 (西側区域)	電 気	東側接面道路	無※1	関西電力送配電(株) 九条配電営業所 (0800) 777-3081
		西側接面道路	無※1	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	無※1	
	ガ ス	東側接面道路	無※1	大阪ガスネットワーク(株) 大阪事業部 導 管計画チーム 導管計画グループ (06) 6586-3197
		西側接面道路	無※1	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	有※4	
	N T T	東側接面道路	無※1	(株)NTTフィールドテクノ ネットワークデザイン部 アクセス設備部 門 アクセスデザインセンタ 関西計画設 計担当 (06) 6490-1131
		西側接面道路	無※1	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	有	
	上水道	東側接面道路	無※2	大阪市水道局 東部水道センター (給水装置工事グループ) (06) 6927-7611
		西側接面道路	無※2	
		南側接面道路	無※2	
		北側接面道路	有	
	下水道	東側接面道路	無※2	大阪港湾局開発部開発調整課 (06) 6615-7815
		西側接面道路	無※2	
		南側接面道路	無※2	
		北側接面道路	有※3	大阪市建設局下水道部施設管理課 (06) 6615-6484
工業用水道	東側接面道路	無	みおつくし工業用水コンセッション(株) (06) 6115-6744	
	西側接面道路	無		
	南側接面道路	無		
	北側接面道路	無		

※1 整備の要否については乙が供給事業者と調整してください。

※2 整備予定

※3 雨水管の整備状況は以下のとおりである。

・第1期区域側の歩道下：整備済み

・第2期区域側の歩道下：整備済み

汚水管の整備状況は以下のとおりである。

・第1期区域側の歩道下：整備済み

・第2期区域側の歩道下：整備予定

※4 対面側に整備済み

	接道配管等の状況		照会先	
供給処理 施設の状況 (東側区域)	電 気	東側接面道路	有	関西電力送配電(株) 九条配電営業所 (0800) 777-3081
		西側接面道路	無※1	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	有	
	ガ ス	東側接面道路	無	大阪ガスネットワーク(株) 大阪事業部 導 管計画チーム 導管計画グループ (06) 6586-3197
		西側接面道路	有※4	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	無	
	N T T	東側接面道路	有	(株)NTTフィールドテクノ ネットワークデザイン部 アクセス設備部 門 アクセスデザインセンタ 関西計画設 計担当 (06) 6490-1131
		西側接面道路	有	
		南側接面道路	無※1	
		北側接面道路	有	
	上水道	東側接面道路	有※4	大阪市水道局 東部水道センター (給水装置工事グループ) (06) 6927-7611
		西側接面道路	有	
		南側接面道路	無※2	
		北側接面道路	有	
	下水道	東側接面道路	有	【雨水】 大阪港湾局施設管理部施設課 (道路) (06) 6572-2674 【汚水】 大阪市建設局下水道部施設管理課 (06) 6615-6484
		西側接面道路	有※3	大阪市建設局下水道部施設管理課 (06) 6615-6484
		南側接面道路	無※2	大阪港湾局開発部開発調整課 (06) 6615-7817
		北側接面道路	有	【雨水】 大阪港湾局施設管理部施設課 (道路) (06) 6572-2674 【汚水】 大阪市建設局下水道部施設管理課 (06) 6615-6484
工業用水道	東側接面道路	無	みおつくし工業用水コンセッション(株) (06) 6115-6744	
	西側接面道路	無		
	南側接面道路	無		
	北側接面道路	有※4		

- ※1 整備の要否については乙が供給事業者と調整してください。
- ※2 整備予定
- ※3 雨水管の整備状況は以下のとおりである。
・第1期区域側の歩道下：整備済み
・第2期区域側の歩道下：整備済み
汚水管の整備状況は以下のとおりである。
・第1期区域側の歩道下：整備済み
・第2期区域側の歩道下：未整備（今後、整備されることがある。）
- ※4 対面側に整備済み

最寄の交通機関	鉄道	Osaka Metro 中央線 夢洲駅 南東出入口 至近
土地の履歴	平成 18 年 11 月 ~ 令和 4 年 7 月	公有水面埋立により大阪市が所有権を取得（竣功認可区域図参照）
	令和 4 年 10 月	大阪・関西万博の会場として（公社）2025年日本国際博覧会協会に貸付
	令和 10 年 2 月	静けさの森及び周辺構造物、素掘り側溝、フェンス等を残置のうえ返還（予定）
その他	土壌調査	<p>人為的原因 履歴調査のみ（履歴なし）</p> <p>自然的原因 土地利用履歴として特定有害物質等の使用は確認されていませんが、夢洲は公有水面埋立法（大正10年法律第57号）に基づく公有水面の埋立てにより造成を行った土地であり、本件地付近で実施した鉄道工事（南ルート〔北港テクノポート線〕）の土壌調査において、調査箇所の一部より土壌汚染対策法に定める指定基準（土壌溶出量基準）を超過した砒素・ふっ素・鉛及びその化合物が確認されています。このため、今後の工事の円滑化のため本物件については、当該工事区域と同様の汚染状態とみなし、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）」に指定されています（令和3年1月22日大阪市告示第78号）。土壌調査結果等の詳細は、本市ホームページ（https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000044287.html 北港テクノポート線建設事業に係る事後調査報告書（令和2年7月～令和3年3月））を参照してください。 なお、本件土地は、近隣地を含めて一体で指定されているため、今後近隣地における土壌調査等により、砒素・ふっ素・鉛及びその化合物以外の指定基準を超える物質が確認された場合等、本件土地の区域指定についても指定物質の追加等が行われる場合があります。</p>
	地中埋設物	<ul style="list-style-type: none"> ・本件土地は埋立地であり、埋立地造成に必要な沈下板、揚水井、沈下観測台、表層混合処理による固化盤、プラスチックボードドレン、シート、内護岸の構造の一部である矢板・雑石、鉄道工事により敷設した計測管等が地中埋設物として残存しています。沈下板、揚水井、沈下観測台、内護岸の詳細については参考1-1～1-5をご確認ください。なお、観測点としては滅失していますが、表面沈下板等が地中に残存している可能性があります。 ・上記以外にも、直径が縦・横いずれも1メートルを超えないコンクリート塊や鉱さい等が地中に存在する可能性があります。また、スラグやセメント等で改良した改良土を埋立材や盛土材とした区域において、硬化した土壌が地中に存在する可能性があります。 <p>守秘義務対象資料として提供する大阪・関西万博工事時に確認された埋設物についても併せてご確認ください。</p>
	埋立材	浚渫土砂、陸上発生残土（スラグ改良土、セメント改良土、下水スラグ改良土を含む）
境界に関する事項	境界確定	無（本市所有地のみ隣接） ※特記事項 8
	道路 （西側区域）	東側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		西側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		南側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		北側接面道路：有（道路区域明示 建設局） 無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
	道路 （東側区域）	東側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		西側接面道路：有（道路区域明示 建設局） 無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		南側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
		北側接面道路：無（土地境界確定協議書 大阪港湾局）
	越境物	無 ※特記事項 9, 10
地積測量図	有	

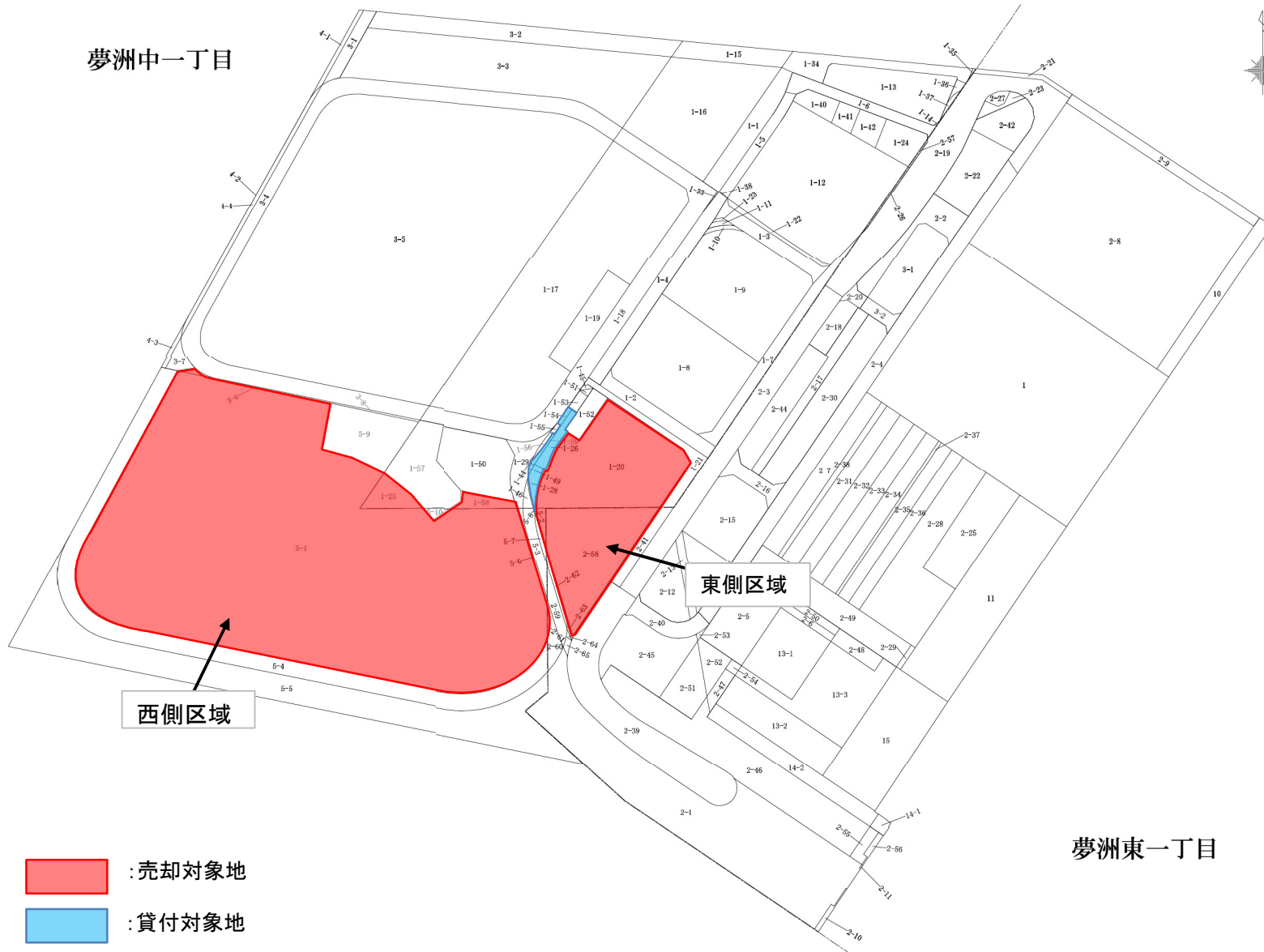
特記事項	1 公有水面埋立法27条に基づき、竣功認可の告示の日から10年間は用途及び処分制限の規制を受けます。また、所有権移転に際し、免許権者に対し本市と連名で譲渡に関する許可申請手続きが必要です。処分制限の規制を受ける範囲及び期間については、竣功認可区域図及び用途図・利用計画図をご確認ください。
	2 夢洲において、町の区域及び名称の変更を予定しています。詳しくは、本市ホームページに掲載する予定です。なお、町の区域及び名称の変更による乙の損害について、本市は一切の責任を負いません。
	3 位置図及び明細図に示す貸付対象土地（夢洲中一丁目1番26、1番28、1番49、1番54、1番59、5番8）については、実施要領「I. 3. 本募集の売却対象物件等」及び「V. 5. 貸付対象土地の契約締結について」に記載のとおり、随意契約により借り受けていただきます。上記に記載のない貸付年数・貸付条件等について、大阪港湾局施設管理部施設課（道路）（電話：06-6572-2674）と調整をしてください。なお、貸付価格については、貸付年数等の決定後、大阪港湾局が不動産鑑定評価を実施し、大阪市不動産評価審議会において評定を得た金額での契約となります。
	4 静けさの森の位置図、平面図及び守秘義務対象資料（静けさの森に関する事項）で示す範囲に存する残置樹木については、原則処分せず、守秘義務対象資料で示すものを参考に適切に維持管理を実施してください。 なお、守秘義務対象資料で示す残置樹木については、令和8年2月27日時点の情報であり、台風や夏季の気温上昇の影響により残置樹木が枯死や傾いた場合等においても、引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、引渡時の状態が守秘義務対象資料等で示す状態と異なっても、本市は一切の責任を負いません。
	5 本件土地は、埋立地として長期的な地盤沈下が見込まれることから、乙の責任と負担において、施設建設等を行う際に必要となる地盤沈下等を回避するための地盤改良その他の措置（地盤沈下等が発生した場合の復旧工事及び施設建設等を行う土地の周辺地盤の沈下に対する悪影響を防止するための措置等を含みます。）等を適切に行う必要があり、また、必要となる沈下観測データ等の収集・分析なども含め、長期的に適切な地盤沈下管理を実施する必要があります。 なお、地盤沈下管理に際しては、表面沈下板や層別沈下板などの利用が可能な場合があります。沈下観測データは、大阪港湾局計画整備部保全監理課（電話番号：06-6615-7827）へお問い合わせください。
	6 地盤沈下により道路境界明示線と地先境界石に変動が生じた場合、乙は大阪港湾局及び道路管理者（大阪港湾局又は建設局）と境界に関する調整が必要になります。 詳しくは、大阪港湾局開発部販売促進課（電話：06-6615-7797）、大阪港湾局施設管理部施設課（道路）（電話：06-6572-2674）、大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7798）へお問い合わせください。
	7 本件土地は、液状化が生じる可能性があります。
	8 本件土地の隣接地は、すべて市有地であるため土地境界確定協議書を締結しておりませんが、大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーンの境界については、甲と「大阪ヘルスケアパビリオン跡地活用ゾーン開発事業者募集公募型プロポーザル」において決定した事業者で土地境界確定協議書を締結します。 その他の境界については、所有権移転後、甲と乙で土地境界確定協議書の締結を行います。また、整備予定の観光外周道路（南側）及び夢洲フェリー線道路の境界については、特記事項10をご確認ください。
	9 本件土地の引渡しは引渡し時点における現状有姿で行うため越境図を作成していませんが、乙は甲に対して越境物の処理について、関与を求めるとはできません。特記事項8の土地境界確定協議書の締結時に越境物の確認を行います。
	10 甲が観光外周道路（南側）及び夢洲フェリー線道路の道路工事を実施する際は、敷地境界の確認のために道路工事の進捗に応じて現地立会を予定しております。所有権移転時に境界確定を実施しない範囲は、現地立会において都度、境界確定するものとし、現地立会いただけない場合は、その範囲において越境等が生じた場合にも越境の解消等を求めることはできません。
	11 本件土地の引渡し後に、本件土地やその付近で甲が発注する道路整備工事、埋設管工事及び歩道橋整備工事等（以下、「当該工事」という。）が行われている可能性があります。当該工事により本件土地の一部を使用する場合には、土地使用貸借契約を締結し、当該工事期間中、当該工事に必要な土地を無償で使用します。 使用する時期及び範囲等の詳細については、実施要領「IV. 2. (6)観光外周道路（南側）」に関する事項、(10)2大阪港湾局計画の一部変更について」を参照のうえ、大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）又は大阪港湾局計画課（電話：06-6615-7773）へお問い合わせください。

12	<p>本件土地は、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）（以下「区域指定」とする。）に指定されており、同法に基づき必要となる手続き及び土壤汚染対策を乙の負担及び責任において適切に実施してください。</p> <p>土地の形質の変更を行う場合、土地の形質の変更者は、着手する日の14日前までに土壤汚染対策法第12条に基づき形質変更届を、また、変更する面積が3000㎡以上の場合には着手する日の30日前までに大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5に基づき土地の利用履歴等調査結果報告書を提出する必要があります。さらに、汚染土壤を搬出する際には、搬出する事業者は着手する日の14日前までに土壤汚染対策法第16条に基づき届出を提出する必要があります。その他運搬基準の遵守や管理票の交付等、土壤汚染対策法を遵守してください。詳しくは、大阪市環境局環境管理部環境管理課（土壤汚染対策グループ）（電話：06-6615-7926）へお問い合わせください。</p>
13	<p>本件土地内には、土壤汚染対策法に規定されている特定有害物質及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に規定されている管理有害物質の指定基準を超過する土壤が存在している可能性があります。引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、甲は契約不適合責任を一切負いません。また、法令等の改正・変更等により新たに土壤・環境に関する調査が必要となったり、土壤汚染にかかる調査費及び対策費（外部委託に係る費用を含む。）が発生する可能性があります。</p> <p>ただし、建築物その他構築物の建設等にあたって搬出する建設残土（対象範囲は埋立層：海底面より上）については、処分費1,000円/t（税抜き）（物価変動等の事情により変更する場合があります。）で夢洲内において受入れが可能です。建設発生土の受入基準は、「参考3「臨海部埋立地への建設発生土（陸上残土）受入基準等」について（令和3年4月1日）」によるものとします。ただし、本件土地は区域指定されているため、「参考3「化学性状に係る受入基準について」」は適用しないこととします。また、受入基準に定める事項に加え、以下の事項についても留意してください。</p> <p>① 普通土とは、第2種建設発生土（コーン指数 800KN/m²）以上の土砂をいう。</p> <p>② 普通土でない場合は、コーン指数 800KN/m²以上となるように乙が自費負担で改良を行うことで受入可能とする。ただし、搬入時の改良状態等によっては、受け入れられない場合がある。</p> <p>建設残土の受入れについては、他事業との調整や、受入場所や周辺の開発状況等に応じた受入量及び時期の調整が必要となるため、詳細について大阪市と事前に協議が必要です。建設残土の搬出処理については大阪港湾局企画部工務課（電話：06-6615-7795）へお問い合わせください。</p>
14	<p>建設工事で発生する建設汚泥等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき排出者により適正に処理してください。なお、建設汚泥の処理にあたっては、本件土地が土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域に指定されていることを踏まえ、適切に処理すること。</p>
15	<p>上水道・下水道・工業用水道の引込について、甲と調整する必要があります。乙は、供給インフラ引込計画が整い次第、速やかに大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）に提示し、事前調整を行ってください。</p> <p>電気・ガス・通信の引込については、乙において各供給事業者と調整する必要があります。乙は、供給インフラ引込計画が整い次第、速やかに大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）に提示してください。</p>
16	<p>本件土地内には、メッシュフェンス（「参考4-1」参照）が存置され、またはその他の残置物が存置されている可能性があります。引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、甲は一切の責任を負いません。また、甲はこれらの地上残置物の調査、撤去及び処分等に要する費用を一切負担しません。なお、メッシュフェンス存置の状態については、万博施設撤去工事の施工により変更となる場合があります。</p>
17	<p>本件土地内には、素掘り側溝（「参考4-2」参照）が存置され、またはその他の残置物が存置されている可能性があります。引渡しは引渡し時点における現状有姿で行い、甲は一切の責任を負いません。また、甲はこれらの地上残置物の調査、撤去及び処分等に要する費用を一切負担しません。なお、素掘り側溝存置の状態については、万博施設撤去工事の施工により変更となる場合があります。</p>
18	<p>本件土地の土地利用に伴い、車両を道路から敷地内にアクセスする場合に道路を改築する際は、歩道に乘入れる施設を設ける計画のある場所について、下記の調整先と事前に協議・調整（実施内容・費用負担等含む）を行ったうえで、事業予定者の費用負担で歩道改築工事を行ってください。また、歩道改築計画が整い次第、速やかに大阪港湾局開発部開発調整課（電話：06-6615-7815）にも計画内容を提示してください。</p> <p>乗入改築の計画を策定後、速やかに建設局北部方面管理事務所野田工営所と協議・調整を行ってください。</p> <p>詳しくは、</p> <p>【西側区域】 東・西・南側接面道路：大阪港湾局施設管理部施設課（道路）（電話：06-6572-2674） 北側接面道路：建設局北部方面管理事務所野田工営所（電話：06-6466-2157） 建設局道路河川部調整課（電話：06-6615-6679）（大規模建築物の建設計画の事前協議）</p> <p>【東側区域】 東・南・北側接面道路：大阪港湾局施設管理部施設課（道路）（電話：06-6572-2674） 西側接面道路：建設局北部方面管理事務所野田工営所（電話：06-6466-2157） 建設局道路河川部調整課（電話：06-6615-6679）（大規模建築物の建設計画の事前協議）</p> <p>へお問い合わせください。</p>

19	<p>建築物を建築、大規模の修繕、大規模の模様替、用途変更等を行う場合、建築確認申請手続きをする必要があります。確認申請等についての詳細は、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課(電話:06-6208-9291)へお問い合わせください。 なお、事前協議等により防火水槽の設置や貯留槽等の施設設置が必要となる場合があります。</p>
20	<p>本事業が、大阪市環境影響評価条例に規定する対象事業に該当する場合、環境局環境管理部環境管理課環境影響評価グループ(電話:06-6615-7938)と協議が必要となります。 詳しくは、本市ホームページ(https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html 環境アセスメント トップページ)をご覧ください。</p>
21	<p>敷地面積1,000平方メートル以上の新築又は増改築を行う場合は、大阪市みどりのまちづくり条例及び大阪府自然環境保全条例の適用を受けるため、当該条例に適合する緑地の整備及び届出が必要です。条例等についての詳細は、本市ホームページ(https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000009829.html 一定規模以上の建築物の建設にかかる緑化制度について)をご覧ください。</p>
22	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)に基づき、原則全ての住宅・建築物について、床面積10㎡を超える新築、増改築を行う場合は、建築物エネルギー消費性能基準(省エネ基準)への適合が義務づけられています。手続き等の詳細については、大阪市計画調整局建築指導部建築確認課(電話:06-6208-9301)へお問い合わせください。</p>
23	<p>大阪港でのカーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けて、温室効果ガスの排出計画を作成・提出する等、大阪港湾局のCNP事業への協力をお願いします。また、提出された排出計画についてヒアリング等を行う場合があります。詳細は、大阪港湾局企画部企画課(電話:06-6615-7741)にお問い合わせください。</p>
24	<p>本件土地内にマンホールが1基設置されています。(「参考2【マンホール図】」参照) また、万博撤去工事の施工時にマンホールが1基復旧されます。(「参考2【マンホール図】」参照) 乙は敷地内の排水のため、マンホールを利用することができますが、接続にあたっては大阪港湾局施設管理部施設課(施設管理グループ)(電話:06-6572-2674)と事前に協議・調整(実施内容・費用負担等含む)を行ったうえで、乙の費用負担で接続工事を行ってください。</p>
25	<p>本件土地の付近において、「参考5-1」の範囲で鉄道基盤施設が設置されています。 鉄道基盤施設の周辺において建物及び工作物の設置を行う場合、鉄道基盤施設の維持管理、保護、運営等に支障とならないものとし、設置にあたっては下記事項について本市(担当:大阪港湾局施設管理部施設課(道路)(電話:06-6572-2674))と十分な協議(近接協議)を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「参考5-2」に示す協議範囲において、建物及び工作物の設置を行う場合は、上記の協議が必要になります。 ・「参考5-1」に示す夢洲駅及びシールドトンネルにおいては、「参考5-3」のとおり荷重制限を設けており、「参考5-2」に示す協議範囲内に建物及び工作物の設置を行う場合は荷重制限に対する検討が必要になります。 ・「参考5-1」に示す南東出入口については、「参考5-4」のとおり地下接続が可能な構造になっています。地下接続の検討にあたっては本市(担当:大阪港湾局施設管理部施設課(道路)(電話:06-6572-2674))と協議を行ってください。
26	<p>夢洲第2期区域マスタープランVer.3.0で位置づけている「記念公園ゾーン」において、原型に近い形で残置する大屋根リングから40m以内に存する建築物は全て耐火建築物とする必要があり、また、工作物についても同様の対応が必要となります。範囲については「耐火建築物範囲図」をご参照ください。</p>
27	<p>本件土地の北側近接地は、特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号)に定める特定複合観光施設区域(IR区域)として、国際会議場施設、展示等施設、魅力増進施設、送客施設、宿泊施設、カジノ施設等の設置及び運営が行われ、大規模な催事・イベント等(夜間及び屋外での音楽イベント・ショー・花火等も含む。)の実施が見込まれます。IR区域の詳細については、大阪府・大阪市IR推進局推進課(電話:06-6210-9235)へお問い合わせください。</p>
<p>契約上の主な特約</p>	<p>1 次に掲げる事項を遵守すること</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事業運営にあたっては、地域との円滑な関係が確保できるよう開発事業者側で責任をもって調整すること。 ② 大阪港湾局、建設局及びIR推進局等の関係部局と調整のうえ、建設工事等を行うこと。 ③ 建設工事等にあたっては、「夢洲関連工事工程調整部会」や「夢洲関連工事連絡調整WG」等に参加し、工事調整や工事関係車両の管理等を適切に行うこと。 ④ 本事業の実施にあたっては、都市計画法、建築基準法、港湾法、港湾運送事業法、港湾労働法、消防法及び航空法、航路標識法等の法令並びにこれらに基づく大阪府及び本市の条例、指導要領等を遵守すること

位置図

夢洲中一丁目



西側区域

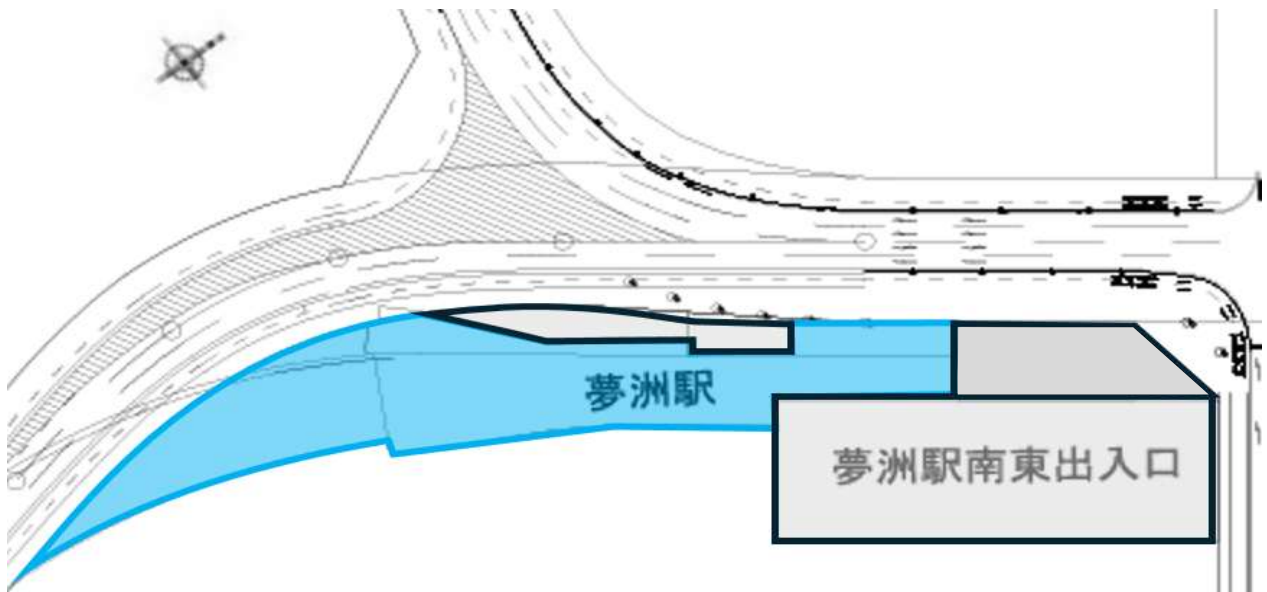
東側区域

夢洲東一丁目

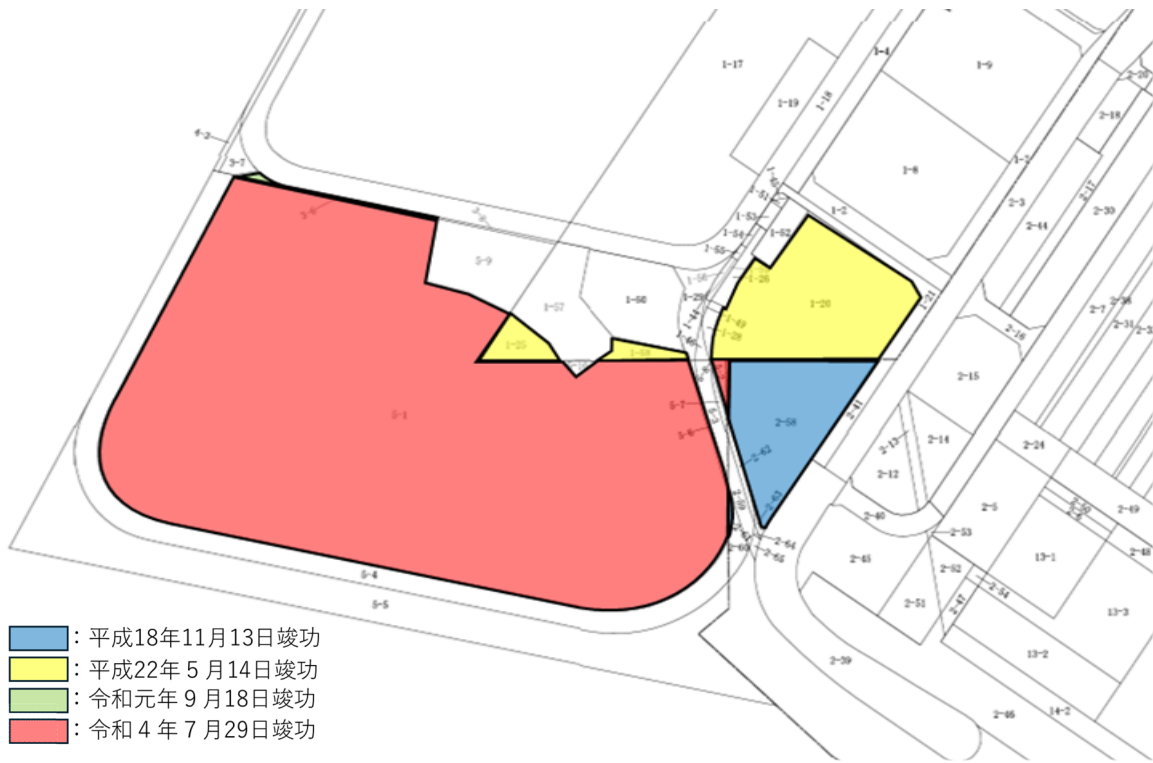
-  : 売却対象地
-  : 貸付対象地

明細図（貸付対象土地）

【夢洲中一丁目1番26、1番28、1番49、1番54、1番59、5番8】

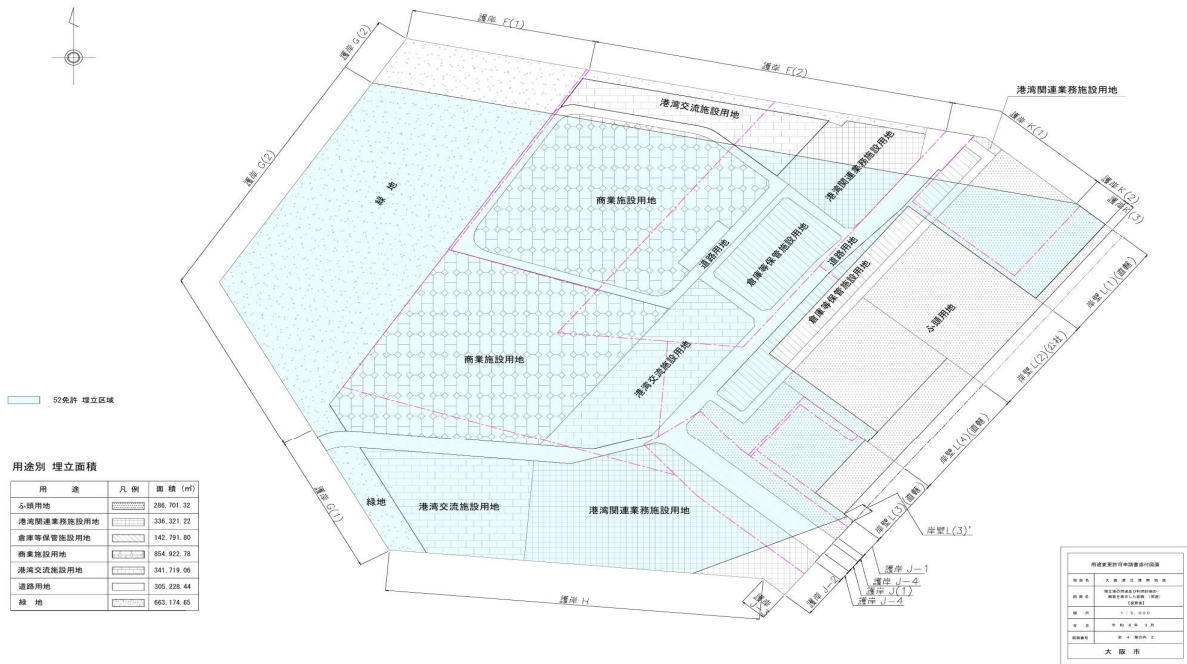


竣功認可区域図及び用途図・利用計画図



- 平成18年11月13日竣功
- 平成22年5月14日竣功
- 令和元年9月18日竣功
- 令和4年7月29日竣功

埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面（用途図）



埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面（利用計画図）

